

摂津市の支援教育

令和4年7月

本市では、障害のある子どもと、ない子どもが可能な限り同じ場所で学ぶインクルーシブ教育の考え方を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じた教育を進めています。お子様一人ひとりに合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があり、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、支援学級と通級指導教室で支援を行っています。

※お子様の成長の様子にあわせて、進級の際に学びの場が変わることもあります。



支援学級（全小中学校に設置）

- 種別・・・知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害
- 学習は一人ひとりの障害の状況やニーズに応じたカリキュラム（特別の教育課程）を編成し、支援学級で行います。なお、お子様の状況や教科により、通常の学級で学習することもあります。
（学習内容の例）・当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容
・複数の教科の目標や内容を組み合わせた、学習の定着や豊かな生活体験を目標とした内容
・障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための自立活動※
- 一人ひとりの教育目標に基づいた評価を行います。

※自立活動の具体例：相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりすること
日常生活に必要な基本動作の改善や習得 等

通級指導教室（全小学校と第一、第四、第五中学校に設置、第二と第三中学校へは巡回指導）

- 種別・・・肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害、言語障害、発達障害
- 通常の学級に在籍し、週に数時間（最大8時間）、決められた時間に通級指導教室で学習します。
- 障害の状態に応じて、自立活動や各教科の内容を補充するための学習を行います。原則おおむね2年間です。
- 通常の学級で教科の学習を行いますので、当該学年の教育目標に準拠した評価を行います。



問い合わせ先
摂津市教育委員会事務局 教育総務部
教育支援課（摂津市教育センター）
TEL 072-657-0711
（平日9:00～17:00）



対象となる障害の種類



文部科学省Webページより抜粋

知的障害	記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態
肢体不自由	身体の動きに関する器官が病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態
病弱・身体虚弱	病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規則を必要とする状態 身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態
視覚障害	視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態
聴覚障害	身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態
言語障害	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態
自閉・情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態

通常の学級における指導や、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導を行うことで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた十分な教育を提供できる場合には、どちらかを選択し、通級による指導だけでは特別な指導を十分に行うことが難しい場合には、特別支援学級における少人数の学級編成によるよりきめ細かい指導を選択することとなります。

(令和3年6月文部科学省発行 障害のある子供の教育支援の手引より)